

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆																							
発生日時	令和2年1月5日 11時09分ごろ																							
発生場所	兵庫県香美町柴山港 柴山港西防波堤灯台から真方位195°200m付近 （概位 北緯35°39.1′ 東経134°39.8′）																							
事故の概要	手漕ぎボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。 手漕ぎボートは、乗船者2人が落水して溺死した。																							
事故調査の経過	令和2年1月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																							
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.5m×約1.1m×約0.5m、不詳 機関なし、不詳																							
乗組員等に関する情報	乗船者A 男性 78歳 乗船者B 男性 78歳																							
死傷者等	死亡 2人（乗船者A及び乗船者B）																							
損傷	なし																							
気象・海象	気象：天気 曇り 柴山港に設置されている風向風速計による本事故当日の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時：分)</th> <th colspan="2">平均</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10:30</td> <td>北北東</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>10:40</td> <td>北北東</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>10:50</td> <td>北北東</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>北北東</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>11:10</td> <td>北北東</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>11:20</td> <td>北北東</td> <td>6.2</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時：分)	平均		風向	風速 (m/s)	10:30	北北東	6.9	10:40	北北東	6.7	10:50	北北東	5.9	11:00	北北東	7.3	11:10	北北東	6.9	11:20	北北東	6.2
時刻 (時：分)	平均																							
	風向	風速 (m/s)																						
10:30	北北東	6.9																						
10:40	北北東	6.7																						
10:50	北北東	5.9																						
11:00	北北東	7.3																						
11:10	北北東	6.9																						
11:20	北北東	6.2																						

	11:30	北北東	5.5																																													
	<p>海象：波向 北、水温 約15℃</p> <p>神戸地方気象台は、1月4日10時35分に香美町に波浪注意報（有義波高3.0m以上）を発表し、本事故当時も継続中であった。</p> <p>全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による柴山（港内）の本事故当日の波浪観測値は次のとおりであった。</p>																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時：分)</th> <th colspan="2">有義波*1</th> <th colspan="2">最高波</th> </tr> <tr> <th>波高 (m)</th> <th>周期 (s)</th> <th>波高 (m)</th> <th>周期 (s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10:30</td> <td>0.80</td> <td>6.4</td> <td>1.20</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>10:40</td> <td>0.81</td> <td>6.9</td> <td>1.20</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>10:50</td> <td>0.83</td> <td>7.0</td> <td>1.52</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>0.82</td> <td>7.0</td> <td>1.52</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>11:10</td> <td>0.83</td> <td>7.0</td> <td>1.28</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>11:20</td> <td>0.79</td> <td>6.9</td> <td>1.28</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>11:30</td> <td>0.75</td> <td>7.1</td> <td>1.14</td> <td>7.2</td> </tr> </tbody> </table>				時刻 (時：分)	有義波*1		最高波		波高 (m)	周期 (s)	波高 (m)	周期 (s)	10:30	0.80	6.4	1.20	6.6	10:40	0.81	6.9	1.20	6.6	10:50	0.83	7.0	1.52	8.1	11:00	0.82	7.0	1.52	8.1	11:10	0.83	7.0	1.28	7.5	11:20	0.79	6.9	1.28	7.5	11:30	0.75	7.1	1.14	7.2
時刻 (時：分)	有義波*1		最高波																																													
	波高 (m)	周期 (s)	波高 (m)	周期 (s)																																												
10:30	0.80	6.4	1.20	6.6																																												
10:40	0.81	6.9	1.20	6.6																																												
10:50	0.83	7.0	1.52	8.1																																												
11:00	0.82	7.0	1.52	8.1																																												
11:10	0.83	7.0	1.28	7.5																																												
11:20	0.79	6.9	1.28	7.5																																												
11:30	0.75	7.1	1.14	7.2																																												
事故の経過	<p>本船は、乗船者Aが、乗船者Bと共に釣りをを行う目的で、令和2年1月5日10時ごろ自家用車で自宅を出発したのち、2人が乗船し、柴山港を出航した。</p> <p>近畿地方整備局舞鶴港湾事務所が柴山港に設置している施工管理用の監視カメラに記録されていた本事故当日のビデオ映像によれば、次のとおりであった。</p> <p>① 本船は、11時06分ごろからビデオ映像に映り始め、乗船者によるとう漕*2により、北進していた。</p> <p>② 本船は、乗船者がとう漕をやめ、約30秒間漂泊した状態となり、船首尾が東西方向に向いた後、11時09分ごろ転覆した。</p> <p>③ 乗船者A及び乗船者Bは、港内東方の護岸付近まで泳ぎ着いた後、乗船者Aが11時31分ごろ自力で護岸に上がって上衣2枚及び下衣1枚を脱いだ。</p> <p>④ 乗船者Aは、護岸から乗船者Bを救助しようとしていたものの、11時35分ごろ乗船者Bが南方に圧流されて護岸から離れた後、護岸を下りた。</p> <p>柴山港の海岸を散策していた通行人は、海に転覆した状態で浮いている本船及び砂浜に漂着しているクーラーボックス等を発見し、12時33分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bは、海上保安庁の巡視艇により、柴山港内の</p>																																															

*1 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいい、1/3最大波ともいう。

*2 「とう漕」とは、オールで水をかいてボートを動かすことをいう。

	<p>捜索が行われたところ、いずれもうつ伏せ状態で浮いているところを発見されて病院へ搬送されたものの、死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>本船は、柴山港の砂浜に漂着した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>乗船者Aは、本船で釣りを行った経験が約20年であった。</p> <p>乗船者Aは、ふだん柴山港の倉庫に本船を保管しており、本事故当日、同倉庫付近に自家用車が駐車されていた。</p> <p>乗船者Aの防寒着の上下は護岸に置かれており、フローティングベストは砂浜に漂着した。</p> <p>乗船者Aが身に付けていた携帯電話は、防水型ではなかった。</p> <p>乗船者Bは、本事故当時、フローティングベストを着用していた。</p> <p>乗船者Bは、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bは、本事故当日、体調不良を訴えていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 あり 本船は、柴山港において、波浪注意報が発表され、北方から風速約7m/sの風が吹いて波高約1mの波浪がある状況下で出航したことから、漂泊した状態となった際に船首尾が東西方向に向いて波を舷側から受けて傾き、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、柴山港において、波浪注意報が発表され、北方から風速約7m/sの風が吹いて波高約1mの波浪がある状況下で出航したため、波を舷側から受けて傾き、転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型の船舶は、風波の影響を受けやすいので、波の高い状況下では出航しないこと。 ・ 防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に携行し、緊急時の連絡手段を確保すること。 ・ 救命胴衣を着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

